

業務名称：2026-2027年度PCM研修業務

(公告日：2025年11月21日 調達管理番号：25a00737)について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 6	(1)各研修・コースの概要	P0の作成・審査にかかる講義・演習について、JICAがP0審査をどのように行っているかという視点は、受託者が講義をするのならばJICAから実態に関する資料をいただきたい。PCM手法一般におけるP0作成の留意点は受託者による講義・演習が可能と考えますが、審査の視点はJICAがJICA事業として求める特定の視点があるのであれば、JICA側の講義で含めるか、受託者に講義・演習に必要な情報がないと適切に実施できないと思います。	本業務においては、PCM手法の一般的な考え方に基づくP0審査の基本動作について講義・演習を実施いただくことを想定しています。JICA独自の視点については、別途JICA側講義にて補完いたします。
2	P. 7	(1)各研修・コースの概要 (2)専門家等向けオンラインコンテンツ	「新モニタリング制度に基づくモニタリング方法」につきまして、他の研修項目と異なり「講義」形式の指定がありません。本項目については、新規導入され、旧式からの慎重な理解の転換を要する新しい取り組みであり、双方向の実践的セッション（演習等）を想定することが可、ということでよろしいでしょうか。	「新モニタリング制度に基づくモニタリング方法」を含む専門家等向けコンテンツは全てオンデマンドコンテンツを想定しております。また双方向の実践的セッション（演習等）は想定しておりません。
3	P. 8	(5)実施時期	②専門家等向けオンラインコンテンツについては、受講対象者（専門家等）が赴任前にオンデマンドで視聴することが想定されています。他方で、P. 7に記載の到達目標は「事業の運営管理に関する基礎的な知識及びスキルの習得」とあります。特にスキルの習得については、実践的な演習や講義と現地業務を関連させた、受講生の疑問点等の早期解消が必須であると考えます。赴任前の期間内であれば、到達目標を鑑みて内容・実施回数を厳選した上で、リアルタイムの実践的な演習機会を含める提案を可能としていただきたいです。	通番2と同様。
4	P. 11	7.業務従事者 (1)業務従事者	業務総括者に求められる業務や資格を考えると、実際の研修の講義・演習指導も可能とした方がよいと思いますが、筆頭講師もしくは講師との兼任は可能ですか。講師としても管理者としても十分な能力を持つ人員を、講師として配置できないのは人員手配と案件の安定運営を考えると効率的ではないと考えます。 また、筆頭講師はP. 13に記載の従事想定日数の範囲内で、複数名を提案することを可能としていただきたいです。筆頭講師が研修当日に感染症などの体調不良などにより欠席を余儀なくされる可能性は十分に考えられるため、1名体制では安定運営ができないと懸念します。	業務総括者が講師として講義業務・演習ファシリテーション業務を兼ねることは可能です。 実施回ごとに異なる筆頭講師を配置することは可能と想定しており、複数名の提案は可能です。ただし、基本的に1回（3日間）の実施につき同一の筆頭講師を配置することとします。不測の事情（体調不良や事故等）が生じた場合、1日目、2日目、3日目で異なる人材を臨時で配置することは妨げません（状況に応じて、発注者と受注者で調整）。
5	P. 15	8.研修教材等の帰属	受注者が従来からテキストなどを有している場合、テキストなどの著作権や知的所有権は受注者に残ることですが、専門家向けオンライン講義動画についてもこれは適用されますか。既存の動画の一部を活用して求められる教材を作成した場合、どの部分までが受注者に残り、どの部分から発注者に著作権が渡ることになるか、想定を記載いただけると参考になります。或いは、一部でも新規作成したものがあれば、既存の動画を一部活用した場合でもすべての動画データの著作権が発注者に帰属することになるでしょうか。	専門家向けオンライン講義動画についても適用します。受注者が従来から著作権を有する既存の動画（以下、既存部分と記載）を一部利用して作成した成果品を提出した場合、成果品の所有権は発注者に移転しますが、既存部分を除いた成果品の著作権は発注者に移転し、既存部分の著作権は受注者に残ります。ただし、受注者は、既存部分を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとします。これら成果品の提出時に、該当部分を明らかにしていただくようお願いいたします。
6	P. 19	評価表 1.社としての経験・能力など	類似案件の一覧表を添付する必要があるならば、一覧表に記載すべき案件の上限数を示していただけるのが望ましい。現状では類似する業務として5件以内を挙げて詳述するとされているが、一覧表については記載がなく、目安となる数値がある方が分かりやすい。	一覧表については10件以内といたします。
7	P. 19	評価表 1.社としての経験・能力など	筆頭講師を複数名提案した場合は、技術提案書には全ての筆頭講師について推薦理由、経験能力などをつけ、それらすべてが総合的に評価されるという理解で間違いないでしょうか。あるいは、複数名を提案した場合は3章ではその中で誰か1名の推薦理由、経験能力などにとどめ、ほかの筆頭講師は2章要員計画などで記載する方がよいでしょうか。	筆頭講師を複数名提案（実施回ごとに異なる筆頭講師を配置する場合）は全員を評価対象とします。全員分の筆頭講師の推薦理由、経験能力をご記載ください。